

無料電話相談サービス付
団体長期障害所得補償保険



無料電話相談サービス付

団体長期障害所得補償保険

団体長期障害所得補償保険って？

もしもあなたが働けなくなったら…
どうなるでしょうか？

長期入院
うつ病
事故
ケガ

収入ダウンはもちろんですが
生活費・教育費や
住宅ローンは変わらず
支払い続けなくては
なりません。
さらに医療費も
かかります。

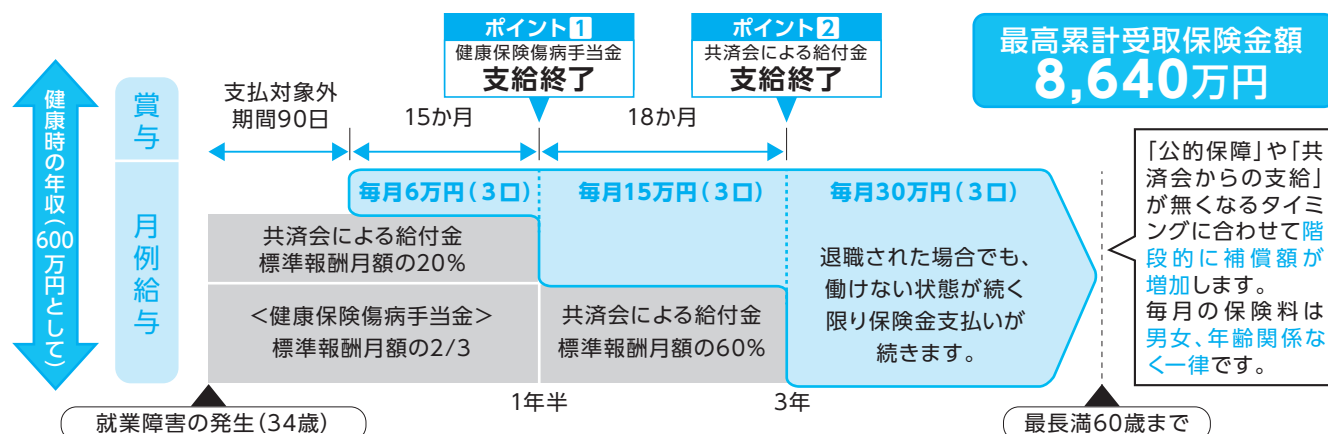
1 これでは満足に
生活していくことも難しくなります。

2 そんな時…
「団体長期障害所得補償保険」なら
所得の減少をカバーできるのです！

医療費
生活費 教育費
住宅ローン
〈支出〉

所得
〈収入〉

団体長期障害所得補償保険に加入すると



※この図は制度を分かりやすくするために簡略化したものです。

●被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、保険期間中に業務外の身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害となった場合に、被保険者が被る損失に対して長期にわたって補償する保険です。

〈支払例〉

Aさん:34歳男性 扶養者:妻・子2人(年収600万円)が病気・ケガで働けなくなった場合(団体長期障害所得補償保険に3口加入、共済会からの補償のある場合) 支払対象外期間90日後、最初の15か月間は月額6万円、16か月目以降33か月までは月額15万円、34か月目以降最長満60歳まで月額30万円をお支払いします。

(告知の大切さについてのご説明)

○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

団体長期障害所得補償保険のポイント

業務外の

病気やケガで就業障害となった場合に
60歳まで所得を補償します。

ポイント1

東急グループ団体割引

団体割引適用

さらに！

健康経営割引適用

30% 割引 + **約5%** 割引

ポイント2

最長満60歳までのロングな補償

業務外に病気やケガで働けなくなった場合、就業障害であるかぎり、最長満60歳まで保険金をお支払いします。

ただし、①死亡したり②完全に職場に復帰した場合、以降については、保険金のお支払いの対象となりません。

ポイント3

自宅療養時も補償

入院・通院に加え自宅療養時も補償し後遺障害により万一退職された場合も含まれます。

ポイント4

ほとんどすべての病気を補償

がん、心筋こうそく、脳卒中、胃・十二指腸かいよう、輸血後肝炎・急性肝炎等の肝臓病、腎不全、ネフローゼ・腎炎等の腎臓病、白血病等の血液疾病、肺結核、肺炎等の呼吸器疾患、糖尿病、こうげん病など。ただし、政府労災で認定された業務上の疾病は保険金支払いの対象となりません。

●精神疾患(うつ病など)も補償

精神障害補償特約がセットされております。
(対象期間2年間)

ポイント5

病気やケガで「退職した後も安心」

後遺障害により万が一退職された場合でも、働けない状態が続くかぎり保険金のお支払いは続きます。

生命保険

医療保険

3大疾病保険

拠出(養老年金)保険

がん保険

傷害保険

団体長期障害所得補償保険

自動車保険

火災保険 地震保険

重要事項のご説明

申込書記入要領

会社別加入一覧

☑ 月払保険料

A型	一部復職補償プラン (復職後の収入ダウンも補償できるプランです。)	B型	休職時のみ 補償プラン
右記 B型 に加え、支払対象外期間(90日)後に一部復職した場合も補償対象となります。 ※支払対象外期間が終わった後に仕事に復職された場合、身体障害が残ったことで就業に支障があり、所得の額が20%を超えて減少しているようなときは、その割合に応じて保険金をお支払いします。 (注) 所得喪失率=(就業障害発生前の所得額-回復所得額) / 就業障害発生前の所得額 ※支払対象外期間内に一部復職した場合は補償の対象外になります。		就業障害により休職されている場合のみが対象となり、復職された場合は補償の対象外になります。	
毎月の保険料は男女、年齢に関係なく 1口一律 921円 となります。		毎月の保険料は男女、年齢に関係なく 1口一律 815円 となります。	

(保険期間1年 支払対象外期間90日 対象期間満60歳まで 団体割引30% 業務外のみ補償特約、精神障害補償特約セット)

加入口数 (保険金月額)	1口 (2-5-10万円)	2口 (4-10-20万円)	3口 (6-15-30万円)	4口 (8-20-40万円)	5口 (10-25-50万円)
A型の月額保険料	921円	1,842円	2,763円	3,684円	4,605円
B型の月額保険料	815円	1,630円	2,445円	3,260円	4,075円

- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和2年3月現在)
- 1口(2-5-10万円)とはー支払対象外期間90日後、最初の15か月は月額2万円、16か月目以降18か月間は月額5万円、34か月目以降最長満60歳まで月額10万円のお支払いとなります。
- 精神障害については、対象期間2年(1口あたり保険金月額ー支払対象外期間90日後、最初の15か月は月額2万円、16か月目以降9か月間は月額5万円)となります。
- ご加入口数は、最高5口まで、かつ最高保険金月額がご加入直前12か月における所得の平均月額×60%以内でお決めください。
〈例〉税込年収600万円の方は、600万円÷12か月×60%=30万円となり、最高3口まで加入できます。
- ご加入者の年齢構成によって毎年保険料を見直しますので、翌年度以降の保険料は増減することがあります。
- 補償開始後満60歳までの期間が3年未満の被保険者は対象期間3年となります。
- 保険期間の途中での型の変更ならびに増口はできませんのであらかじめご了承ください。

◎保険金のお支払方法等重要な事項は、P127「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

〈ご参考〉年収別最大加入口数表

年収	最大加入口数
400万円未満	1口
400万円以上	2口
600万円以上	3口
800万円以上	4口
1,000万円以上	5口

☑ 制度の内容

加入資格	令和2年10月1日現在で 満15歳以上満59歳以下 の正式な雇用関係にあるすべての従業員 (ただし、非常勤、パート、アルバイトの従業員および週労働時間が30時間に満たない従業員を除きます。)
募集期間	原則として、申込みの受付は 7月15日(水) までです。
保険期間	令和2年10月1日 午後4時から 1年間 (以降1年更新)
対象期間	満60歳まで (ただし、補償開始後60歳までの対象期間が3年未満の被保険者は対象期間3年とします。)
支払対象外期間	90日
加入対象者	P145～P146記載企業の職員、ただし、役員等で欠勤等があっても収入が減少しない方はご加入いただけません。
保険契約者	東急株式会社
第1回給与引去開始月	令和2年10月
退職時の取扱い	退職された場合は、本制度からは脱退となります。
自動継続について	前年からご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年同条件での自動継続加入の扱いとさせていただきます。

「団体長期障害所得補償保険」にご加入の皆さまに SOMPO健康・生活サポートサービスのご案内

SOMPO健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの団体長期障害所得補償保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービスメニュー

24時間・365日

●健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

●医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

●専門医相談サービス(予約制)

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

人間ドック紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。
また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介

ご自宅にしながら検査ができるサービスをご紹介します。

●介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

●法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。

●メンタルヘルス相談

臨床心理士が、個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

平日 9:00～22:00、土曜 10:00～20:00
※日祝・年末年始(12/29～1/4)を除きます。

●メンタルITサポート (Webストレスチェック)

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

24時間・365日

- ※1 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- ※2 ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- ※3 ご利用は日本国内からにかぎりします。
- ※4 本サービスは、無料にてご提供しますが、ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。
- ※5 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

用語のご説明

- (1)就業障害とは下記のような状態をいいます。
- ①【A型】 支払対象外期間中：身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態。
対 象 期 間 中：身体障害により身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20％を超えている状態。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
 - ②【B型】 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態。
- (2)①【支払対象外期間】 就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、保険金お支払いの対象とならない期間をいいます。
- ②【所得喪失率】 (就業障害発生前の所得額－回復所得額)／就業障害発生前の所得額
 - ③【回復所得額】 支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
- (3)支払基礎所得額とは保険金算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得に対する一定割合内で設定いただきます。
- (4)平均月間所得額とは就業障害が開始した日の属する月の直前12か月の被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
- (5)対象期間とは支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間の限度となる期間をいいます。
- ※用語のご説明は、P128 ～ 129にもございます。あわせてご覧ください。

補償の内容

保険期間中に業務外の事由により身体障害(病気またはケガ)による就業障害が開始し、支払対象外期間を超えて就業障害状態が続いた場合に、対象期間〔在職・非在職を問いません。〕を限度に保険金を毎月お支払いします。

保険金をお支払いする場合「契約概要参照部」

保険の対象となる方が、業務外の事由により経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態が所定の支払対象外期間を超えて継続した場合保険金をお支払いします。

【A型】にご加入の方は支払対象外期間後に復職し、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20％超である場合も保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合「契約概要参照部」

- 次の事由による病気やケガによる就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。
- ①故意または重大な過失
 - ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用した場合は除きます。)
 - ④妊娠、出産、早産、流産
 - ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの
 - ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
 - ⑦精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して 2 年を限度とします。
 - ⑧自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒気を帯びた状態での運転
 - ⑨地震、噴火またはこれらによる津波
 - ⑩発熱等の他覚的症状のない感染
 - ⑪業務上の事由または通勤により被った傷害
 - ⑫業務上の疾病(政府労災で認定された場合にかぎりまず。)
- など

保険金のお支払いに関する注意

- ①制度脱退後に開始した就業障害については、お支払いの対象となりません。
- ②就業障害が発生した場合に、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。就業障害期間が開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ③保険金は、身体の障害によって所定の就業障害が継続している期間を対象として算出していますので、休職期間すべてを対象とするお支払いができないこともあります。
- ④他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合や他の保険契約等がある場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
- ⑤保険金をお支払いする就業障害がおきた場合、お支払いの内容等より、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。
- ⑥保険金のご請求にあたっては、被保険者の収入を証明する書類、診断書等所定の書類をご提出いただきます。

告知の大切さについてのご説明

- ①告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- ②告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり**保険金がお受け取りいただけない場合**があります。
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報の説明)」を必ずお読みください。

(ご注意)

- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時 (※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
 - ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
 - ※次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
 - ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
 - ②特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外の条件」セット)」でご加入いただけます。)
 - ③今回はご加入いただけません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

ご加入にあたっての注意点

- ◆ご加入の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
 - ・被保険者の満年齢、性別、職業・職務など
 - ・他の同種の保険契約がある場合には「他の保険契約」欄に必ずご記入ください。
 - ・ご加入時には「被保険者告知書」にご回答のうえ、被保険者ご本人が署名してください。
- ◆ご加入内容の変更の際は必ず問い合わせ先までご連絡ください。
 - ・お仕事の内容が変わる場合またはお仕事をやめる場合
 - ・ご加入直前における被保険者の所得の平均月間額が減少された場合 など
- ◆本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和2年3月現在)
- ◆保険金は、全額非課税で受け取ることができます。申告等は必要ありません。

- この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、損害保険ジャパンは、幹事保険会社として他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。引受保険会社は次のとおりです。(なお、それぞれの会社の引受け割合は決定しだいご案内します)
- 損害保険ジャパン株式会社 (幹事会社)
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

重要事項等のご説明（団体長期障害所得補償保険）

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：東急株式会社
- 保険期間：令和2年10月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：令和2年7月15日
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額、対象期間、支払対象外期間等）、保険料、保険料の払込方法、ご加入いただける加入者・被保険者の範囲等については、本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：東急株式会社およびその子会社・関連会社の正式な雇用関係にあるすべての従業員（※）（ただし、非常勤、パート、アルバイトの従業員および過労働時間が30時間に満たない従業員を除きます。）
 - ※役員等で、欠勤等があっても収入が減少しない方はご加入いただけません。
 - 被保険者：従業員本人（満15歳以上満59歳以下で有職者の方にかぎられます。）
 - お支払方法：令和2年10月分給与から毎月控除となります。（12回払）
 - お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご勤務先の福利厚生窓口または、取扱代理店へご提出ください。尚、WEBで手続きの際は、WEB画面にて必要事項を入力することで手続き完了となります。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。 なお、WEBで手続きの際は、WEB画面にて必要事項を入力することで手続き完了となります。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	お手続きは不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」*をご提出いただきます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。 なお、WEBで手続きの際は、WEB画面にて必要事項を入力することで手続き完了となります。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。なお、WEBで手続きの際は、WEB画面にて必要事項を入力することで手続き完了となります。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌々月1日（10日過ぎの受付分は翌々々月1日）から令和3年10月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の月の給与から毎月控除します。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容[保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に業務外の事由により身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業障害になった場合	被保険者が被る損失に対して、約款および協定書に従い支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。 お支払いする保険金の額（月額）＝保険金額×所得喪失率（※） （※）所得喪失率＝（就業障害発生前の所得額－回復所得額）÷就業障害発生前の所得額 （注1）就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額を限度とします。（対象期間開始後、最初の15か月間は月額10万円、16か月目以降18か月間は月額25万円、34か月目以降最長60歳まで50万円。） （注2）保険金額（支払基礎所得額）が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。 （注3）保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。 （注4）補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。 保険金をお支払いする期間^(※)＝就業障害である期間－支払対象外期間 （※）協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（60歳に達するまで）が始まり、その対象期間内における就業障害である期間（日数）をいいます。 対象期間が60歳満了のご契約であっても、ご加入時に60歳までの対象期間が3年に満たない方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。 （注5）対象期間（60歳に達するまで）を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 （注6）原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 （注7）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額 （注8）支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因（次ページへ続きます。）	次の事由に起因する身体障害（病気またはケガ）による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むこうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの ⑥自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害 ⑨妊娠、出産、早産または流産 ⑩発熱等の他覚的症状のない感染 ⑪業務上の事由または通勤により被った傷害によるもの ⑫業務上の疾病（政府労災で認定された場合にかぎります。）によるもの （注）精神障害補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります（血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。（次ページへ続きます。）

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に業務外の事由により身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業障害になった場合（続き）	（前ページからの続きです。） となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 （注）支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。 （注9）精神障害補償特約がセットされた場合、精神障害補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。	（前ページからの続きです。） （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

（注）団体長期障害所得補償保険を複数ご契約^(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。
（※）他社のご契約を含みます。

その他ご注意いただきたいこと

＜ご継続の場合も必ずご確認ください。＞

- 保険金額の設定について
保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な金額をお決めください。また、他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
（※）「他の保険契約等」とは、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 特定疾病等対象外について
 - 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外の条件」をセットすることにより、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
 - ※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載（WEBで手続きされた場合、WEBで告知いただいた内容）の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外になります。
 - 「特定疾病等対象外の条件」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。
 - ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。また保険期間の中途での削除はできません。（削除できない場合の例）
 - 補償対象外とする疾病群が複数の場合
 - 告知書「疾病・症状一覧表」のF群（腰・脊椎の疾病）が補償対象外となっている場合 など
 - 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

用語のご説明

用語	用語の定義
身体障害	傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）および疾病をあわせて身体障害といいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
疾病（病気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
就業障害	＜A型＞ （支払対象外期間中の就業障害の定義） 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 （対象期間中の就業障害の定義） 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20％を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。 ＜B型＞ 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。

用語のご説明(続き)

用語	用語の定義
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は東急株式会社を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容(WEBで手続きされた場合、WEB上の記載・入力内容をいいます。)に間違いがないか十分にご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容(WEBで手続きされた場合、WEB上の記載・入力内容)は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項(WEBで手続きされた場合、WEBでご加入・告知いただいた内容)とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

- ★他の保険契約等(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - ・告知事項について、事実を記入(WEBで手続きされた場合はWEBで入力)されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ・損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
 - ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- *次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。

- ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
- ②特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)」でご加入いただけます。)
- ③今回はご加入いただけません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業障害(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業障害(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業障害(保険金の支払事由))に対しては保険金をお支払いします。
(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- (注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)でご加入いただく場合は、上記にかかわらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 被保険者をご加入時に就いていたお仕事をやめられた場合は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 加入依頼書等記載の(WEBで手続きされた場合、WEBで入力いただいた)住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞
 - ・被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます、お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ・他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
 - ・他の保険契約等がある場合など
＜重大事由による解除等＞
保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌々月1日(10日過ぎの受付分は翌々々月1日)に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 就業障害が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。就業障害期間が開始した日からその日を含めて30日以内に ご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	就業障害状況報告書、事故証明書	など
③	身体障害の内容、就業障害の状況および程度が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、入院通院申告書、診察券(写)、運転免許証(写)、所得を証明する書類、公的給付控除対象となる額を証明する書類、休業損害証明書	など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

- (注1)就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。
- (注2)身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。(注3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただけます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。引受保険会社および引受割合につきましては、当ガイドブックP92にてご確認ください。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧くださいるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容 (保険金の種類)、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください (告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- ☐ 団体長期障害所得補償保険における保険金額 (支払基礎所得額) は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客さまにとって重要な事項 (契約概要・注意喚起情報の記載事項) をご確認ください。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

● 取扱代理店

東急保険コンサルティング株式会社

(本社) 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-16-14

 0120-326-109 (営業時間：平日の午前9時30分から午後6時まで (除く年末年始及び5月1日))

(関西営業所) 〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場4-4-3

 0120-953-109 (営業時間：平日の午前9時30分から午後6時まで (除く年末年始及び5月1日))

(札幌営業所) 〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌一条1-1-8

 0120-769-109 (営業時間：平日の午前9時00分から午後5時30分まで (除く年末年始及び5月1日))

● 引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 企業営業第五部第三課 担当：荻原・小泉

〒103-8255 東京都中央区日本橋 2-2-10 4階

TEL:03-3231-4153 (営業時間：平日の午前9時から午後5時まで)

● 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター】

[ナビダイヤル] **0570-022808** <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

● 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間：24時間365日対応)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入依頼書の控えを保険終期まで大切に保管してください。

各社毎の申込書記入要領

団体長期障害所得補償保険

加入依頼書記入例
告知書記入例

加入依頼書記入例

新規加入の場合

〈住所・電話番号〉
住所・電話番号を記入してください。

〈加入者氏名〉
ご加入者氏名（漢字・フリガナ）を記入してください。

〈署名捺印欄〉
必ずご署名または捺印してください。

〈性別・生年月日〉
性別・生年月日を記入してください。

〈職業・職種名〉
職種名を記入してください。

〈明細整理番号2〉
社員番号を記入してください。

〈会社名〉
会社名を記入してください。

〈加入型・口数〉
加入型と、加入口数を記入してください。

〈保険料〉
保険料を記入してください。

〈加入者合計保険料〉
加入者合計保険料として、上記保険料を記入してください。

〈お客さまへ〉
加入依頼書（1～4枚目）と告知書（5～7枚目）を切り離してからご記入ください。

型変更・増口・減口・脱退の場合

〈加入者氏名〉
氏名カナをご記入ください。
ご加入者氏名（漢字）を記入してください。

〈署名捺印欄〉
必ずご署名または捺印してください。

〈性別・生年月日〉
性別・生年月日をご記入してください。

〈職業・職種名〉
職種名を記入してください。

※脱退の場合は、加入依頼書左下の脱退欄に捺印してください。

〈明細整理番号2〉
社員番号を記入してください。

〈口数〉
最高5口までご加入いただくことができます。

〈保険料〉
保険料を記入してください。

〈加入者合計保険料〉
加入者合計保険料として、上記保険料を記入してください。

〈お客さまへ〉
加入依頼書（1～4枚目）と告知書（5～7枚目）を切り離してからご記入ください。

現在の加入型と口数を記入のうえ、二重線を引き、変更後の加入型と口数を記入してください。

告知書記入例（加入依頼書の5枚目）

●新規加入・型変更（B型→A型）・増口いずれかの場合、本告知書のご提出が必要です。

- ①〈1〉(1)～(5)の質問事項について「はい」「いいえ」のいずれかに○をしてください。
※質問〈1〉(5)については、女性の方のみご記入ください。
- ②〈1〉(4)で「はい」の方は〈2〉をご確認のうえ、ご記入ください。
- ③〈2〉で「疾病・症状一覧表」のⅡ欄に○がある方は〈3〉をご確認ください。
- ④〈1〉～〈3〉をご確認のうえ、〈4〉に告知日をご記入、ご署名ください。

告知書記入例（加入依頼書の5枚目）

訂正する場合は、必ず訂正署名または訂正印を押印ください。

告知日（ご記入日）を必ずご記入ください。

ご署名ください。

※2枚目はお客さまの控です。

- 〈1〉(3)・(4)について
- (注1)「医師の診察、検査、治療または投薬」には、入院(※1)・手術(※2)・投薬をすめられること、日常生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることを含みます。
また、がん(※3)と診断されることを含みます。
(※1)検査入院、日帰り入院や教育入院を含みます。
(※2)「内視鏡手術」「レーザー手術」「悪性新生物温熱療法」「衝撃波による体内結石破碎術」「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器等手術」「新生物根治放射線照射」等を含みます。
(※3)悪性新生物をいい、「上皮内新生物」「肉腫」「白血病」「悪性リンパ腫」等の悪性しゅようを含みます。
- (注2)健康診断・がん検診・人間ドック(以下「健康診断等」といいます。)を受けていた場合
- ①「健康診断等」で異常(要経過観察・要再検査・要精密検査・要治療を含みます。)を指摘されている場合は、医師の診察を受けたのち、具体的な疾病・症状を告知してください。
- ②再検査・精密検査の結果異常がなかった場合については、本質問事項を「いいえ」とご回答ください。

- 〈1〉(4)について
- ・「はい」の方は、〈2〉の「疾病・症状一覧表」Ⅱ欄に該当する疾病・症状すべてに○をしてください。なお、Ⅰ欄に該当がある方はご加入いただけません。

次の事項には、特にご注意ください。

- ・高血圧症と診断されている以外に、血圧降下剤を服用している場合についてもE群Ⅱ欄「高血圧症」に該当します。
- ・ポリプや子宮筋腫などを医師に指摘された後、すぐに治療の必要がないため2年以内に治療や通院がないという状態についても経過観察に該当し、告知の対象になります。
- ・白内障の予防目的で目薬を点眼することも「医師の診察、検査、治療または投薬」に該当し、告知の対象になります。

